

令和7年9月1日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の策定について

1 主旨

区は、平成29年3月に平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定した。その後、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行った「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画(計画期間:令和4年度～令和8年度)」に基づき、施策の推進に取り組んでいる。

令和8年度に現行プランが期間満了を迎えるにあたり、この10年間の社会情勢の推移について十分な分析を通じて、社会的課題やニーズを的確に捉え、令和9年度からの新たな計画「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(以下、「新プラン」という。)を策定する。

2 新プランの位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める「市町村推進計画」
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)第8条第3項に規定する「市町村推進計画」

3 新プランの方向性について

- (1)次期世田谷区基本構想が概ね20年で更新されることや次期基本計画、実施計画が令和14年度から開始となることを踏まえ、これと整合を図ることから、新プランの計画期間は令和9年度から令和13年度の5年間とする。
- (2)「世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定以降の10年間の法律、計画や方針などの制定・改正、男女共同参画に関する考え方の遷移を踏まえた、新たな体系や施策を検討する。
- (3)国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和3年度～令和7年度末)、「第6次男女共同参画基本計画(策定に向け検討中)」(令和8年度～)、都の「東京都男女平等参画推進総合計画(令和4年度～令和8年度)」と区の関連計画との整合を図る。
- (4)区が令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」、今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」や「職員の男女共同参画に関する意識調査」等の調査結果を基礎資料とし、検討していく。
- (5)客観的な根拠に基づくジェンダー平等推進施策の立案に向け、各様式等における性別欄の取り扱いについて検討を行い、ジェンダー統計の取得・活用に関する方向性を示す。

4 検討体制

(1)世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

①「新プラン策定にあたっての考え方」について、区長から審議会へ諮問し、審議会から考え方の答申を受ける。

②審議会での審議内容に向けては、男女共同参画推進部会において具体的な検討を行う。

(2)庁内の検討体制

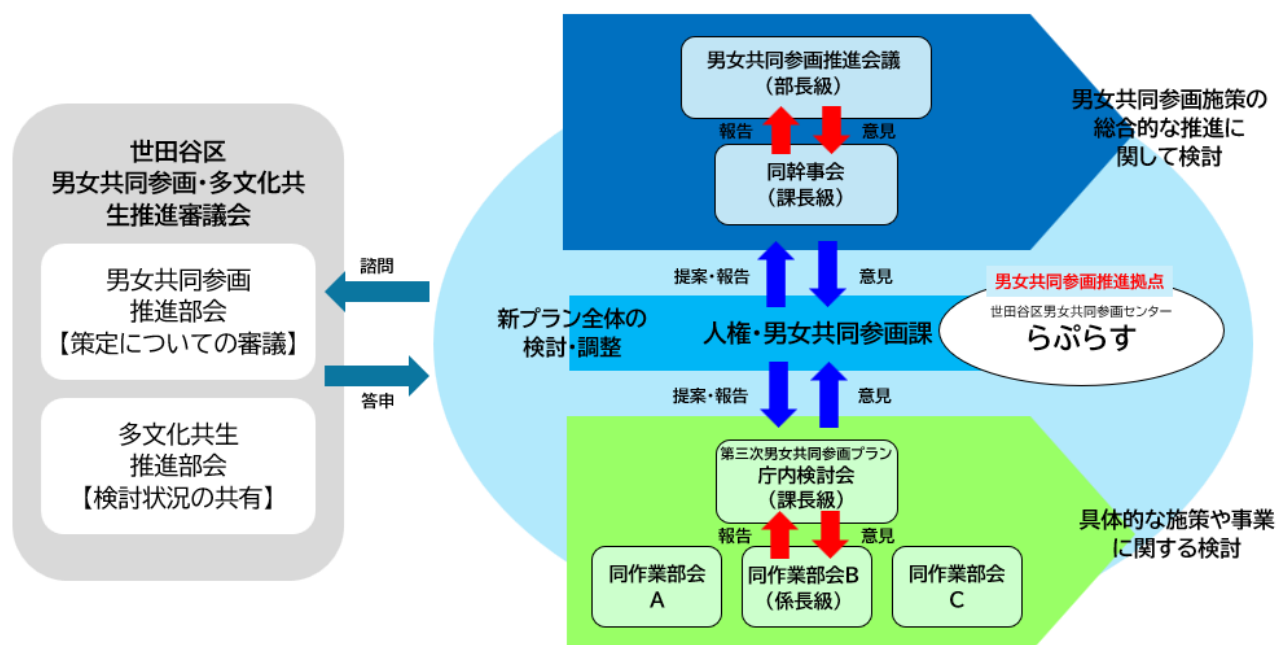
①世田谷区男女共同参画推進会議(部長級)

②世田谷区男女共同参画推進会議幹事会(課長級)

③庁内検討会(施策関係課長級)

④作業部会(施策関係課係長級)

【参考：プラン検討体制】



5 策定スケジュール(予定)

令和7年	8月	区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査
	11月	男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問(「計画策定にあたっての考え方」について)
令和8年	4月	区民生活常任委員会報告(計画骨子)
	9月	区民生活常任委員会報告(計画素案)
	9月～10月	計画案に関するパブリックコメントの実施(シンポジウム実施予定)
	11月	男女共同参画・多文化共生推進審議会からの答申(「計画策定にあたっての考え方」について)
	2月	区民生活常任委員会報告(計画案)
令和9年	3月	「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定